

令和 7 年度南城市立児童館等木育推進委託業務仕様書

1. 業務名称 : 令和 7 年度南城市立児童館等木育推進委託業務
2. 施設概要 : 別紙 1 のとおり
3. 履行期間 : 契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで
4. 提案上限額
¥ 6,990,500 — (消費税込み) の範囲内で積算すること。なお、この金額は公募型プロポーザル方式による企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない。
5. 業務内容
南城市立児童館(7 館)、放課後ひろば(2 箇所)、子育て支援センター(1 箇所)において、こども達の「木育」に資する勉強会やワークショップの開催及び木製玩具等を購入するものとする。また、「木育」と併せて、以下の視点を含むこども達の成長を促す玩具等を提案すること。但し、木育勉強会やワークショップ内容、備品購入品目、規格、数量等については、企画提案業者の提案内容を基に市と協議のうえ決定する。
 - (1) 木育勉強会及びワークショップ
 - ① 児童館等職員向け木育勉強会の開催
 - ② 児童館等利用者向け沖縄の木に触れるワークショップ 他
 - (2) 木製玩具等
 - ① 児童館等での利用が多い小中学生の発達に相応しい屋内にて使用するもの
 - ② 子育て支援センターを利用する親子を対象とした屋内にて使用するもの等

※木育については 2006 年に閣議決定された森林・林業基本計画に「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ『木育』ともいふべき木材利用に関する教育活動を促進する」と明文化されており、主に環境保全、文化継承、暮らし、経済活性化、こどもの心を豊かにすること等に木材を取り入れることが推奨されている。
6. 質問及び回答 : 質問については公募要領を確認すること。
7. 特記事項
 - (1) 木育勉強会、ワークショップ等の内容、日程、開催数等事前に事務局と打ち合わせを行うこと。
 - (2) 木育勉強会、ワークショップ等の実施に際しては、必要な支援(企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等)を行うこと。また、実施状況をまとめた報告書を提出すること。
 - (3) 備品の納入日程、作業計画等事前に事務局と打ち合わせを行うこと。
 - (4) 試験運転等を必要とする備品は、使用可能な状態で、検収を受けること。
 - (5) 備品の保証期間は、施設の供用開始から 1 年間とし、機器などの故障・異常及び設置の不備その他瑕疵があった場合は、速やかに受注者の責において修繕など速やかに対応すること。なお、1 年以上の保証期間がある製品については、その保証期間とする。定期的な保守点検が必要な機器については、施設供用開始から 1 年間は受注業者の負担により保守点検を行う。
 - (6) 備品納入の対象範囲は、搬入据付、試験運転及び立会作業とする。

- (7) 備品納品の際には事務局立会いの下、備品ラベルを貼り付け、確認を行い完了報告書及び納品（設置）後の写真を提出すること。
- (8) 備品の付属品、施工費等、搬入に係る経費が伴うものは、製品単価に含め消費税は別に記載すること。
- (9) 仕様書に記載のないメーカーが公表している標準仕様については省略しないこと。
- (10) 参考銘柄と同等以上の製品で入札を行う場合、事前に発注者へ同等品承諾申請を行い、承認を受けなければならない。
- (11) 備品納品の際の最終的な配置は、事務局と調整を行い決定すること。
- (12) 備品搬入に当たっては、施設の工作物を損傷しないよう十分注意を払い安全対策を行うこと。
- (13) 業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (14) 森林環境譲与税及び「森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律」を熟知し、企画提案内容がその目的達成の一助となること。

2. 施設概要

南城市児童館（7館）

- (1) 施設名称 : 大里北児童館
敷地の場所 : 南城市大里字嶺井 5 1 5 番地 1
施設用途 : 児童福祉施設
- (2) 施設名称 : 大里南児童館
敷地の場所 : 南城市大里字稲嶺 2 1 0 1 番地 8 9
施設用途 : 児童福祉施設
- (3) 施設名称 : 大里中央児童館
敷地の場所 : 南城市大里字大城 2 5 5 5 番地 1
施設用途 : 児童福祉施設
- (4) 施設名称 : シュガー児童館
敷地の場所 : 南城市佐敷字佐敷 3 1 5 番地 2
施設用途 : 児童福祉施設
- (5) 施設名称 : ひまわり児童館
敷地の場所 : 南城市佐敷字新開 1 番地 7 3
施設用途 : 児童福祉施設
- (6) 施設名称 : 仲村渠児童館
敷地の場所 : 南城市玉城字仲村渠 7 2 5 番地
施設用途 : 児童福祉施設
- (7) 施設名称 : 知念児童館
敷地の場所 : 南城市知念字久手堅 1 0 8 番地
施設用途 : 児童福祉施設

放課後ひろば（2箇所）

- (1) 施設名称 : 大里北小学校内パソコン教室、図工室
敷地の場所 : 南城市大里字嶺井 3 9 2 番地
施設用途 : 義務教育施設
- (2) 施設名称 : 船越小学校内地域連携室
敷地の場所 : 南城市玉城字船越 9 6 0 番地
施設用途 : 義務教育施設

子育て支援センター（1箇所）

- (1) 施設名称 : 大里こども園内にこにこ広場
敷地の場所 : 南城市大里字仲間 9 1 8 番地 1
施設用途 : 教育・保育施設

※各施設の納品場所については別途調整